

1 計画の性格

「医療計画」(医療法第30条の4)及び
「医療費適正化計画」(高齢者の医療の確保に関する法律第9条)として
位置付けられた、本県の保健医療に関する総合的な計画

2 計画期間

平成25年度～平成29年度（5年間）

3 計画の構成

1 計画の基本的な考え方

- 総論
- 計画の背景
- 基本理念及び基本目標と方向
- 保健医療圏及び基準病床数

2 保健医療の推進

- 質が高く効率的な医療提供体制の確保
 - ◆ 患者本位の医療の提供と医療安全の確保
 - ◆ 医療機関の機能分化・連携と医療機能の重点化の促進
 - ◆ がん医療 ◆ 脳卒中医療 ◆ 急性心筋梗塞医療 ◆ 糖尿病医療
 - ◆ 精神疾患医療 ◆ 小児医療 ◆ 周産期医療 ◆ 救急医療
 - ◆ 災害時医療 ◆ へき地医療 ◆ 在宅医療 ◆ リハビリテーション医療
 - ◆ 感染症対策 ◆ 保健医療福祉従事者等の確保
- 生涯を通じた健康づくり体制の確立
 - ◆ 健康づくり対策 ◆ 親と子の保健対策 ◆ 青少年の健康対策 ◆ 歯科保健対策
 - ◆ 難病対策
- 安全・安心な暮らしを守る健康危機管理体制の構築
 - ◆ 安全な食品の提供 ◆ 医薬品などの安全対策の推進 ◆ 献血の推進
 - ◆ 衛生的な生活環境の確保 ◆ 安全で良質な水の供給
 - ◆ 人と動物のふれあいの推進 ◆ 健康危機管理体制の整備充実

3 医療費適正化の推進

- 達成目標及び取組
 - ◆ 県民の健康の保持の推進 ◆ 医療の効率的な提供の推進
- 計画期間における医療費の見通し